

東北金型工業会規約

(令和 6 年 5 月 10 日改定)

東北金型工業会

東北金型工業会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は東北金型工業会という。
- 第2条 本会は主たる事務所を会長・事業所に置き、会長が必要と認めた時には支部を置くことができる。(本会の会運営については、事務局と会計を別個に置き、暫定的な処理をする。)
- 第3条 本会は東北地区金型の製造業者及びこれに密接なる関係ある業者をもって組織し、会員の連携を緊密にし経営及び技術の改善向上を計り、以って業界の健全なる発展に寄与するとともに相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事 業

- 第4条 前条の目的を達成するため下記の事業を行なう。
- (イ) 会社の事業発展に役立つ宣伝啓蒙。
 - (ロ) 経営技術及び内外市場に関する情報蒐集ならびに交換。
 - (ハ) 調査統計資料の蒐集および公表。
- (ニ) 政府並びに諸団体との連絡、業界の進歩発展に関する意見の具申発表。
- (ホ) 講演会、研究会、講談会ならびに見学会などの開催に依り、会員相互の啓発向上を図る。
- (ヘ) 会員の親睦ならびに連絡。
- (ト) その他本会の目的達成に必要な事項。

第3章 会 員

- 第5条 本会の会員は次の通りとする。
- 金型の使用、製造を業とする企業及びこれに密接なる関係企業及び個人。
- 金型及びプレス成型加工などに関連し本会の主旨に賛同する企業及び個人。
- 第6条 会員資格については次の通りとする。
- 本会主旨に賛同する企業を正会員とし、同主旨に賛同する個人を準会員とする。
- 準会員は、正会員と同待遇であり議決権を有するが役員選出の対象外とする。
- 第7条 会員の資格を有し、かつ入会を希望する者は、所定の手続きを経た後入会することができる。
- 第8条 会員は下記各号のイ、ロ、ハ以上の理由のない限り本会から除名若しくは脱会を勧告されることはない。
- (イ) 第5条に定める資格を有しないかまたはこれを失った時。
 - (ロ) 6ヶ月以上会費の納入を怠った時。
 - (ハ) その他著しく本会の名誉を毀損した時。

- 第9条 会員は届け出に依り自由に脱会することができる。脱会後再入会の取扱いについて
(イ) 脱会時の理由を明確にしておき、未納金がある場合はこれを完済しなければならない。再入会の承認は、役員の2分の1以上出席を以って、出席役員の過半数により可否を決定する。
- 第10条 会員が脱会した場合または除名された場合は本会の資産に対して、何等請求することはできない。
- 第11条 会員は総会に出席し、その議決権を行使し、本会の業務に対し意見を述べ又本会の記録の閲覧を求めることができる。
会員は各々一票議決権を有する。
会員は快速、総会及び幹事会の議決を遵守し、本会の事業に協力し本会の経費を負担するものとする。

第4章 役員

- 第12条 本会に正会員から選出した下記の役員を置く。
会長 1名
副会長 2名
幹事 若干名
監事 2名
- 第13条 幹事は総会に於いて正会員の中より選出する。
- 第14条 会長及び副会長は監事の中から互選する。
- 第15条 会長は本会の会務を総理し、本会を代表する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合にはその職務を代行する。
- 第16条 幹事は総会に附議すべき事項を審理する外、総会より委任された事項を決議し会務執行上の重要事項を決定する。
- 第17条 本会に総会の決議により、顧問および相談役をおくことができる。
- 第18条 役員任期は2ヶ年とし再任を妨げない。
但し、補欠にて就任した役員任期は前任者の残存期間とする。
- 第19条 本会の事務を処理するため事務局を置く。
事務局に関し必要な規定は総会の議を経て会長が定める。

第5章 会 議

- 第20条 総会は定時総会及び臨時総会とし、会長はこれを招集する。
定時総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。
臨時総会は会員 3 分の 2 以上の要求がある場合及び会長が必要と認めた場合に特に招集する。
総会の議長は会長が当る。
- 第21条 下記の事項は総会の議を経ねばならない。
(イ) 本会運営の基本方針
(ロ) 毎期の事業計画及び事業報告の承認
(ハ) 会則の変更
(ニ) 予算及び決算の承認
(ホ) 経費その他の負担金の徴収方法
(ヘ) その他必要と認めた事項及び会員の 2 分の 1 以上の動議を提出した事項
- 第22条 総会は会員の半数以上の出席を以って成立し、決議は出席会員の過半数を以って決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
但し、委任状による出席は会員以外の者を以ってすることを認めない。

第6章 会 計

- 第23条 本会の事業年度は1 ヶ年とし、4 月 1 日より始め翌年 3 月 31 日に終わるものとする。
- 第24条 本会の経費は入会金、会費、寄附金及びその他の収入を以ってこれに当たる。入会金及び会費の徴収については総会の議を経て別にこれを定める。
- 第25条 監事は本会の会計を監査する。

第7章 慶 弔 規 則

- 第26条 会員に対する慶事、弔事に関する祝い金、見舞金等については、別に定める慶弔見舞金内規による。

第8章 雑 則

- 第27条 本会は総会の決議により解散する。解散した場合は幹事中より精算人を選任しこれに当らしめる。

会 費 規 程

- 第1条 本規程は会則第23条に拠る入会金及び会費の徴収についてこれを定める。
- 第2条 入会金及び会費は下記により徴収する。
- (1) 会員の入会金は10,000円とする。
 - (2) 会員の会費は年間40,000円とする。
- 第3条 本会の運営上特に必要にして経常費を以って賄い得ざる時は臨時会費を徴収できる。
- 第4条 既納の会費はこれを返戻しない。

会則(慶弔見舞金内規)について

「東北金型工業会慶弔見舞金内規」

会員(代表者)の慶事、弔事に対する祝金、見舞金等について以下の通り定める。
会員(代表者)とは、会員の企業代表者あるいは支店、出張所等の代表者をもってする。
尚、非会員にして特に当会に功労のある者にについては、会員(代表者)に準じた扱いをするものとする。

- 第1条 会員(代表者)に対する慶弔の意を、次の金額あるいは、その金額相当の生花、造花等によるものとする。
- (1) 慶祝
 - イ、 会員(代表者)が結婚の場合 金 20,000 円
 - ロ、 会員(代表者)の社屋、工場の拡張新築等の祝賀記念の場合 金 20,000 円
 - (2) 弔慰
 - イ、 会員(代表者)が死亡した場合 金 20,000 円ならびに生花または造花
 - ロ、 会員(代表者)配偶者が死亡した場合 金 10,000 円
 - (3) 災害見舞金
 - イ、 災害の程度を勘案し、役員会に諮り会長が定める。
- 第2条 会員(代表者)が前条による慶弔を受けたる場合は、物品などのお返しはしないものとする。
- 第3条 本定めにより難しき時は役員会の議を経て会長が慶弔の意を変更することができる。

以上